

避難所対応マニュアル

熊本県立上天草高等学校

【避難所の開設・運営の基本的考え方】

(1) 避難所開設・運営についての基本的な考え方

- ・避難所開設・運営については基本協定書に基づいて行うものとする。
- ・生徒、住民の安全を確保しなければならない。
- ・避難所の円滑な運営に向けて適切に支援していかなければならない。

(2) 避難所の開設・運営

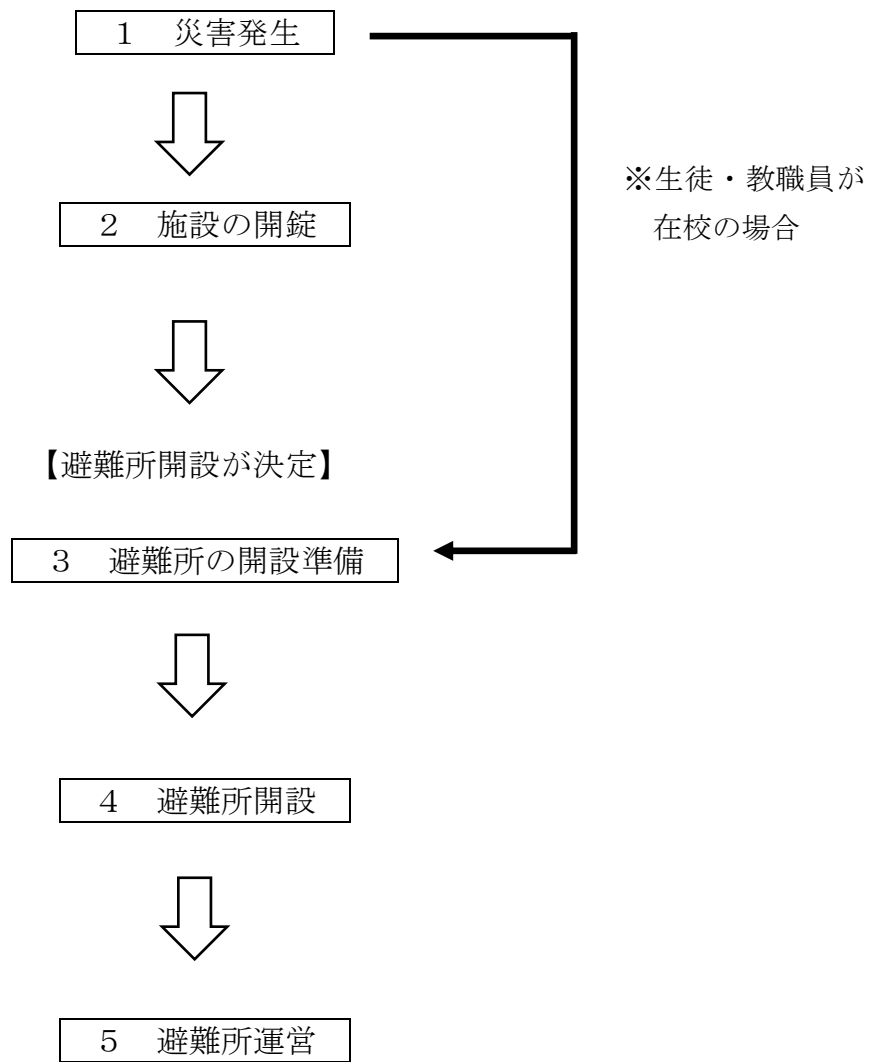
- ア 避難所の開設・運営は、原則、市が実施。
- イ 大規模災害時には、各団体の協力を得ながら、地域住民による避難所運営に早期に移行。
- ウ 市と地域住民とで業務を役割分担（災害ボランティア等含む）。役割分担に関しては、上天草市の避難所運営マニュアルに従って行う。
- エ 校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営の協力を努める。
- オ 指定避難所として開設する場合にあたっては、運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達は上天草市により行われる。
- カ 避難所等の設置の期間は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、上天草市は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。

<備考>

○避難所とは

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた人又は被害を受ける恐れのある人を保護し、生活機能を確保できる施設。

【避難所の開設フロー図】



1 災害発生

(1) 身の安全の確保

(2) 生徒を避難場所へ誘導

※ 生徒は学校防災マニュアル、危機管理マニュアルで定めた避難場所へ

2 施設の開錠

(1) 災害発生時には、鍵を保管している上天草高校、上天草市が施設の開錠を行う。

生徒・職員が在校の場合 → 上天草高校職員

夜間、休日の場合 → 上天草市職員

(2) 津波、高潮等の災害発生時に本校職員、上天草市職員の開錠が間に合わないような緊急の場合は、避難者がカギカバーを壊し開錠を行う場合がある。ただし、カギカバーの復旧に関しては上天草高校が行う。

※ 鍵の紛失、破損等に関しては紛失、破損したものが弁償する。

3 避難所の開設準備

(1) 学校災害対策本部の設置

(2) 学校施設の安全確認

目視による応急的な建物の安全確認を行うとともに、立ち入り禁止場所を張り紙等で明示する。

※安全点検は二人以上で行い、身の安全を第一とし、安全点検時はヘルメットを必ず被ること。

<避難所として解放する教室等>

本校における避難所として使用する施設は、次の施設とする。

① 体育館 200名程度（一人あたり 4.5㎡前後で概算）

② 武道場 80名程度

③ 2F 教室・特別教室（高潮、津波による一時的な高所避難場所としてのみ使用）

④ 車中（職員駐車場、グラウンド及び校舎敷地内）

※備考：損傷状況及び季節によっては、使用できない部屋がある。

(3) 準備物の確認

避難所開設時に必要な物は概ね次のとおりとする。

分類	品名
様式集	避難者運営チェックリスト（避難所運営マニュアル P.6）
	避難者受付名簿（避難所運営マニュアル P.7）
	避難者名簿（避難所運営マニュアル P.8）
	引継事項等記録表（避難所運営マニュアル P.9）
受付用 備品	受付用張り紙
	受付用筆記用具など（鉛筆、消しゴム、セロテープなど）
運営用 備品	運営用の備品（マジック、模造紙、コピー用紙、セロテープ、ガムテープ、のり、はさみ、カッター、カッター台、定規、画びょう、電卓など）
	ホワイトボード、掲示板
	長靴（10）、ヘルメット（10）
	机、いす
	パソコン（スキャナ、プリンタなど）、ラジオ（5）、拡声器（10）
	ブルーシート
	カラーテープ

※備蓄物資の取り出しは、応急的な点検で建物が安全と判断された後とする。

4 避難所開設

(1) 避難者を避難場所へ誘導

津波、高潮等の災害発生の場合・・・上天草高校教室棟 2F 教室、特別教室
土砂災害、地震、台風・・・体育館、武道場

(2) 避難者の受入れ準備

- ①避難空間の区割り（居住スペースと共有スペースの確保）
- ②受付の設置
- ③トイレの確保
- ④受付の設置
- ⑤施設内の準備の支援
- ⑥通信環境の確保、掲示板や張り紙など情報伝達手段の確保

5 避難所運営

(1) 安全確認

(2) 生徒帰宅

※保護者への引き渡し等については、学校防災マニュアルを参照

(3) 避難者の受入れ

上天草市作成の避難所運営マニュアルに移行する。

避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、グラウンドなどで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

1	隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか	ある	ない
2	周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか	ある	ない
3	建物の基礎が壊れていないか	ある	ない
4	建物自体の傾きがみられないか	ある	ない
5	外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか	ある	ない
6	鉄骨の骨組みが壊れたり変形したりしていないか	ある	ない
7	1～6以外に、屋根瓦のずれ・落下、窓ガラスの割れ、サッシのゆがみなど、危険性を強く感じる点がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認

8	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか	ある	ない
9	柱が折れたり、割れたりしていないか	ある	ない
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ある	ない
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ある	ない
12	天井の落下がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。